

## ホームヘルプサービス(訪問介護)

在宅で生活されている方で介護が必要な高齢者や障がい者または生活援助が必要な方の家庭に対して、訪問介護員(ホームヘルパー)を派遣し、可能な限りその有する能力に応じた身体に必要な介護と、掃除・調理・洗濯・買い物等の生活援助、その他の日常生活全般にわたる援助を行っています。 住み慣れた地域やご自宅で安心して生活していただき、ご家族にもゆとりを持っていただきたい、皆様の多様なニーズにお応えし「地域に根付いた活動」を目標にしています。



### 事業所の概要

|                   |   |
|-------------------|---|
| ■ 事業所の種類          | 指定訪問介護事業所 及び 指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所                                  |
| ■ 事業の目的           | 要介護、要支援の状態にある在宅の高齢者と障がい者に対し、訪問介護員が、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とします。         |
| ■ 事業所の名称          | サンタ・マリア   |
| ■ 事業所の所在地         | 奈良市朱雀4丁目3番地10   |
| ■ 電話番号<br>／FAX 番号 | 0742-71-7733／0742-71-6272   |
| ■ 管理者             | 福井 豊子   |
| ■ 開設年月            | 平成6年4月  |
| ■ 事業実施地域          | 奈良市<br>※一部の地域では状況によりサービス提供できない場合があります。                                |
| ■ 営業日             | 営業日 365日<br>営業時間 9:00～17:30(訪問活動の時間は相談に応じます)<br>※電話等で24時間連絡可能な体制をとります |
| ■ 指定事業所番号         | 2970100414  |

### 職員配置

当事業所では、ご利用者に対して、指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

|           |  |
|-----------|--|
| 管理者(1名)   | 当事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。<br>但し、当事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他事業所の管理者と兼務することがあります。 |
| サービス提供責任者 | 利用申込みについての調整、訪問介護員に対する技術指導やサービス内容の管理を行います。   |
| 訪問介護員     | ご利用者の日常生活上の介護並びに生活援助を行います。   |

## サービス内容

当事業所では、ホームヘルプサービスご利用者に対して以下のサービスを提供します。

### 個別サービス計画(訪問介護計画)の立案

ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」(ケアプラン)に沿った「訪問介護計画」を作成します。

事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

### 身体介護

ご利用者が日常生活上困難なことをホームヘルパーが援助し、ご利用者の機能や能力のケアに努めます。

|       |   |
|-------|---|
| 食事介助  | 食事を摂る際の介助をします。                                |
| 排せつ介助 | トイレの誘導、排せつの介助、おむつ交換、排泄物の処理、後片付けをします。          |
| 入浴介助  | 入浴時に洗髪や身体を洗うなど、入浴の介助をします。入浴が出来ない場合は、身体を清拭します。 |
| 体位変換  | 自分で動けないご利用者の床ずれ予防のため、体位を変換します。                |
| その他   | 整容、更衣、口腔ケア、服薬確認など                             |

### 生活援助

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 掃除    | ご利用者が使用している、トイレ、風呂場、キッチン、寝室などの掃除をします。 |
| 調理    | 食事を調理します。食事の配膳、後片付け、洗い物をします。          |
| 洗濯    | 洗濯物を干す、取り込む、整理                        |
| 買い物代行 | 日常生活に必要な買い物をします。                      |
| その他   | ごみ出し、布団のシーツ交換、病院での薬の受け取り代行など          |

### 《ご注意》

以下の内容は訪問介護サービスには含まれません。

#### ① 直接ご利用者本人の援助に該当しない行為

- ・ ご利用者以外のものに係る洗濯・調理・買物・布団干し
- ・ 主としてご利用者が使用する居室以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶・食事の手配など)
- ・ 自家用車の洗車、清掃 等

### ②日常生活の援助に該当しない行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩などペットの世話 等

### ③日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句などのために特別な手間をかけて行う調理 等

## ご利用料金

---

### ■ 活動内容により下記の料金が必要となります。

通院に係る交通費：実費

サービス内の買物を訪問前に行う場合の電話料金：実費

### ■ キャンセル料

緊急時を除いてご利用者の都合によりご利用当日にサービスを取消しされる場合は、以下のキャンセル料を申し受けます。

サービス提供日の2日前まで：無料

サービス提供日の前日：500円

サービス提供日の当日：1,000円

ご連絡のない場合は活動相当分をご請求させて頂く場合があります。